

目次

第一章 総 則

第一条 (国民年金制度の目的)	一九
第二条 (国民年金の給付)	一九
第三条 (管掌)	二〇
第四条 (年金額の改定)	四五
第四条の二 (財政の均衡)	四五
第四条の三 (財政の現況及び見通しの作成)	四五
第五条 (用語の定義)	四五
第六条 (事務の区分)	五一

第二章 被保険者

第七条 (被保険者の資格)	五九
第八条 (資格取得の時期)	九七
第九条 (資格喪失の時期)	九八
第十一条 (被保険者期間の計算)	九九
第十一条の二 (同右)	一〇五

第三章 給 付

第十二条 (届出)	一〇五
第十二条の二 (同右)	一二八
第十三条 (国民年金手帳)	一三〇
第十四条 (国民年金原簿)	一六四
第十四条の二 (訂正の請求)	一七〇
第十四条の三 (訂正に関する方針)	一七二
第十四条の四 (訂正請求に対する措置)	一七五
第十四条の五 (被保険者に対する情報の提供)	一七五

第一節 通 則

第十五条 (給付の種類)	一八一
第十六条 (裁定)	一八一
第十六条の二 (調整期間)	一九〇
第十七条 (端数処理)	一九二
第十八条 (年金の支給期間及び支払期月)	一九三
第十八条の二 (二中期支払の年金の加算)	一九三

第十八条の三 (死亡の推定)	一九三
第十八条の四 (失踪宣告の場合の取扱い)	一九四
第十九条 (未支給年金)	一九五
第二十条 (併給の調整)	一九七
第二十条の二 (受給権者の申出による支給停止)	二一六
第二十一条 (年金の支払の調整)	二二四
第二十一条の二 (同右)	二二五
第二十二条 (損害賠償請求権)	二二六
第二十三条 (不正利得の徴収)	二二七
第二十四条 (受給権の保護)	二二七
第二十五条 (公課の禁止)	二二七

第二節 老齢基礎年金

第二十六条 (支給要件)	二四一
第二十七条 (年金額)	三〇七
第二十七条の二 (改定率の改定等)	三〇八
第二十七条の三 (同右)	三〇九
第二十七条の四 (調整期間における改定率の改定の特例)	三一〇
第二十七条の五 (同右)	三一一

第二十八条 (支給の繰下げ)	三三八
第二十九条 (失権)	三五七

第三節 障害基礎年金

第三十条 (支給要件)	三六四
第三十条の二 (事後重症制度)	四九七
第三十条の三 (はじめて二級による障害基礎年金)	五一〇
第三十条の四 (二〇歳前の傷病による障害)	五一一
第三十一条 (併給の調整)	五二四
第三十二条 (同右)	五二五
第三十三条 (年金額)	五二六
第三十三条の二 (子の加算額)	五二六
第三十四条 (障害の程度が変わった場合の年金額の改定)	五四二
第三十五条 (失権)	五四九
第三十六条 (支給停止)	五五一
第三十六条の二 (同右)	五五四
第三十六条の三 (同右)	五六〇
第三十六条の四 (同右)	五六四

第四節 遺族基礎年金

い。

地方自治法第二条

8 この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

9 この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

10 この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲

げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

11 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基つき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならぬ。

別表第一（抜粋）

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）	第十二条第一項及び第四項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）並びに第百五条第一項及び第四項の規定により市町村が処理することとされている事務
-----------------------	--

第二章 被保険者

要点

1 強制加入被保険者

次のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者になります（法七I）。

(1) 第一号被保険者

日本国内に住所を有する二〇歳以上六〇歳未満の者（第二号被保険者、第三号被保険者に該当する者を除く）。つまり、自営業者、農漁業従事者などと学生。

(2) 第二号被保険者

厚生年金保険の被保険者。

(3) 第三号被保険者

第二号被保険者（老齢基礎年金等の受給権を有している六五歳以上の者を除く・法附三）の被扶養配偶者であつて二〇歳以上六〇歳未満の者。

2 任意加入被保険者

次のいずれかに該当する者（第二号被保険者、第三号被保険者に該当する者を除く。）は、強制適用から除外されます（法七I①）が、厚生労働大臣に申し出れば、被保険者となることができます（法附則五I）。

規定による改正後の厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項の措置を講ずる場合には、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

(国民年金事業に関する財政の現況及び見通しの作成に関する経過措置)

法附平(16)第五条 第一条の規定による改正後の国民年金法第十六条の二第一項及び第七十七条第四項の規定の適用については、平成十六年における第一条の規定による改正前の国民年金法第八十七条第三項の規定による再計算を第一条の規定による改正後の国民年金法第四条の第三項の規定による財政の現況及び見通しの作成とみなす。

(調整期間の開始年度)

令第四条の二の二 法第十六条の二第一項に規定する調整期間の開始年度は、平成十七年度とする。

(端数処理)

法第十七条 年金たる給付(以下「年金給付」という。)

銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げることができる。

【関係条文】 支払金額についての端数計算

(国等の債権又は債務の金額の端数計算)

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二条 国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの(以下「債権」という。)又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするもの(以下「債務」という。)の確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(年金の支給期間及び支払期月)

法第十八条 年金給付の支給は、これを支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終るものとする。

2 年金給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合、支給を停止しない。

3 年金給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支

を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十四条(法二七の五参照)第一項若しくは第二項、第十七条(法二七の五参照)第一項又は第十八条第二項若しくは第三項(法二六参照)の規定により加算する額を除く。)又は当該加算する額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。第三十九条の二第一項の規定により遺族基礎年金の額を計算する場合における第三十八条に定める額及び同項に規定する加算額についても同様とする。

2 前項に規定するもののほか、年金給付の額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

傍線 措置令(6)一八による当分の間の読替え

法附平(24)63第九条Ⅱ (端数処理に関する経過措置)

(端数処理)

令第四条の三 年金たる給付の額を計算する過程において、五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十

払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(二月期支払の年金の加算)

法第十八条の二 前条第三項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額(一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

(二月期支払の年金の加算に関する経過措置)

措置令平(27)343第十八条Ⅱ 改正後国民年金法第十八条の二の規定は、平成二十七年十月以後の月分として支給される国民年金法による年金たる給付の支払額について適用する。

(死亡の推定)

金額につき支給を停止されているものを除く。)の受給権者である者を除く。)にあつては、提出日前一月以内に作成された当該受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。)二 前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三 支給を停止すべき事由が消滅したことを明らかにすることができる書類(厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている老齢基礎年金に係るものを除く。)

【通ちよう】

(1) 生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて(平二三・三・二三 年発 三三三〇〇一)〔法三三三の二 参照〕

(2) 「国民年金法等の一部を改正する法律」及び「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の公布について(平二二・九・一四 年発 九一四〇〇一)

(3) 国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定

2 六十六歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一 七十歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二 七十歳に達した日後にある者(前号に該当する者を除く。) 七十歳に達した日

3 第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条(年金の支給期間及び支払期月)第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 第一項の申出をした者に支給する老齢基礎年金の額は、第二十七条(老齢基礎年金の額)の規定にかかわらず、同条に定める額に政令で定める額を加算した額とする。

傍線 措置令(三)による当分の間の読替え

令(2)改正法第二条の規定による改正後の法第二十八条(略)

2 六十六歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

に係る厚生大臣が定める金額について(平六・一・九 庁保発 三三六)〔法三三の二参照〕

(支給の繰下げ)

法第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金たる給付(他の年金給付(付加年金を除く。))、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)第一条の規定による改正前のこの法律による年金たる給付又は厚生年金保険法による年金たる給付(昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含むものとし、老齢を支給事由とするものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

一 七十五歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者 他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二 七十五歳に達した日後にある者(前号に該当する者を除く。) 七十五歳に達した日七十歳に達した日

3・4 (略) 編注 令和四年四月一日より施行

2 六十六歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出(第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。)をしたときは、当該各号に定める日において、前項の申出があつたものとみなす。

一・二 (略)

3 第一項の申出(第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。)をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始

(障害基礎年金の支給要件の特例)

法附則(6)第二十二條 新国民年金法第三十條の二第一項の規定による障害基礎年金は、同一の傷病による障害について旧国民年金法による障害年金、旧厚生年金保険法による障害年金(附則第八十七條第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第二十六條及び第二十七條において同じ。)又は共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金(平成八年改正法附則第十六條第三項及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百號。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六條第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。附則第二十六條において同じ。)の受給権を有していたことがある者については、新国民年金法第三十條の二第一項の規定にかかわらず、支給しない。

(障害基礎年金の支給要件の特例)

法附平(13)第十八條 国民年金法第三十條の二第一項の規定による障害基礎年金と同一の支給事由に基づく移行農林共済年金のうち附則第十六條第一項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた廃止前農林共済法(附則第二十五條第一項及び第二項、第二十九條第三項及び第四項、第三十二條第一項及び第二項並びに第六十二條から第六十四條までを除き、以下単に「廃止前農林共済法」という。)第三十九條又は第四十條の規定による障害共済年金について廃止前農林共済法第四十四條の規定によりその額が改定されたときは、そのときに国民年金法第三十條の二第一項の請求があつたものとみなす。

措置令(6)第二十九條 (障害基礎年金の支給要件に関する経過措置等)〔法三〇参照〕

(障害基礎年金の支給要件に関する経過措置等)

措置令(6)第三十一條 初診日において国民年金の被保険者であつた者又は初診日において国民年金の被保険者でなく、かつ、初診日において六十五歳未満であつた者に係る障害であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについて、新国民年金法第三十條の二第一項の規定を適用する場合には、同項中「障害認定日」とあるのは、それぞれ同表の中欄のように読み替え、同條第二項において準用する同法第三十條第一項の規定を適用する場合には、同項ただし書は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病	昭和五十九年九月三十日までの間にある傷病	(昭和六十年法律第三十四號)第一條の規定による改正前のこの項各号の要件に該当しないときは、この限りでない。
----------------------	----------------------	---

2 第二十九條第六項の規定は、前項の場合に準用する。

措置令(6)第三十二條 厚生年金保険の被保険者であつた間(昭和四十年五月一日前における旧厚生年金保険法第三條第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた間を除く。)に発した傷病による障害(第三項並びに第八十條第一項及び第三項において「厚生年金保険に係る障害」という。)であつて、次の表の上欄に掲げる傷病によるものについて、新国民年金法第三十條の二第一項の規定を適用する場合においては、同項中「障害認定日」とあるのは、それぞれ同表の中欄のように読み替え、同條第二項において準用する同法第三十條第一項の規定を適用する場合には、同項ただし書は、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

初診日(健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、	その傷病に係る初診日(健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、	ただし、当該傷病に係る初診日(健康保険の被保険者である厚生年金保険の被保険者であつた者については、
--	---	---

初診日が昭和三十一年四月一日から昭和四十九年七月三十一日までの間にある傷病	当該初診日から起算して三年を経過した日	ただし、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三號)第十二條の規定による改正前のこの項各号の要件に該当しないときは、この限りでない。
初診日が昭和四十九年八月一日から昭和五十一年九月三十日までの間にある傷病	当該初診日から起算して一年六月を経過した日	ただし、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第六十三號)第十二條の規定による改正前のこの項各号の要件に該当せず(この場合において、同項中「障害認定日」とあるのは、「当該初診日から起算して一年六月を経過した日」とする。)、かつ、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四號)第一條の規定による改正前のこの項各号の要件に該当しないときは、この限りでない。
初診日が昭和五十一年十月一日から	当該初診日から起算して一年六	ただし、国民年金法等の一部を改正する法律